

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社東京エネシス
- 業者の住所：東京都中央区日本橋茅場町1－3－1
- 2 指名停止措置期間：① 令和8年9月10日から同年11月9日まで
(2か月)
② 令和8年9月10日から同年10月9日まで
(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲：①東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県
群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県
② ①以外の都道府県
- 4 事実概要
- 同社の社員は、群馬県上野村が発注した村営住宅への太陽光発電設備設置工事の指名競争入札において、上野村の職員から非公表の設計金額を入手し、落札したとして、令和8年6月16日、群馬県警察によって公競売入札妨害の疑いで逮捕されたものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の6
- <指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第2	
1～5 略	
(競売入札妨害又は談合)	
6 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人については、部局の所在する都道府県内の他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事の場合に限る。)が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴提起を知った日から当該ブロックについて2か月以上12か月以内、当該ブロック以外の全ブロックについて1か月以上12か月以内
7～14 略	